

国民年金追納の控除申告漏れ防止へ周知拡充

—近畿管区行政評価局行政改善推進会議の意見を踏まえたあっせんに対する日本年金機構の回答—

以下の行政相談を受け、近畿管区行政評価局行政改善推進会議（座長：藪野恒明 元大阪弁護士会会長）で検討した結果を踏まえ、総務省行政評価局は、令和8年2月19日に日本年金機構に改善を求めるあっせんを行ったところ、同年3月18日に下記の改善策を講ずるとの回答がありました。

【きっかけとなった行政相談の内容】

学生納付特例制度で納付が猶予された国民年金保険料を追納し、日本年金機構から届いた控除証明書を用いて年末調整を行ったが、10月から12月までに追納した3か月分の社会保険料控除を申告できていないことに気付いた。この場合どうしたらいいか教えてほしい。

✓ 相談者には、時効(5年)前であったため還付申告が可能である旨を回答

＜分かったこと＞

日本年金機構は、秋頃に、1月～9月の納付済額と10月～12月の納付見込額を証明する控除証明書を送付しているが、この10月～12月の納付見込額に、追納の見込額は含まれておらず、**10月以降に追納した場合はその追納時の領収証書を証明書類として添付する必要がある**。このことについて、同機構は、控除証明書とホームページ「年金Q&A」に周知文を記載

＜あっせん内容＞

- 控除証明書だけでなく、そのほかの関係書類にも領収証書が必要な場合がある旨の周知文を記載すること
- ホームページについて、学生納付特例制度の案内ページからは最低6回、追納制度の案内ページからは最低5回のページ遷移を繰り返さないと領収証書が必要な旨の周知文が表示されない現状の解消を図ること

日本年金機構の回答（要旨）

- ① 学生納付特例の承認を受けた者に送付する追納勧奨等の書類への周知文の記載
 - ・ 追納制度周知用リーフレットに周知文を追記
 - ・ 学生納付特例申請承認通知書及び追納勧奨状に、日本年金機構のホームページの社会保険料控除特設ページに遷移できる二次元コードを掲載し、遷移先のページの案内において具体的な取扱いを確認可能に
- ② 追納承認時に送付する書類への周知文の記載
 - ・ 国民年金追納申込承認通知書又は同封するリーフレットに、周知文を追記
 - ・ 納付書・領収（納付受託）証書に、周知文を追記
- ③ ホームページにおける周知の改善については、日本年金機構のホームページ内の導線を整理することで、利用者の利便を向上

（本件の問合せ先）

総務省 行政評価局 行政相談管理官室

電話：03-5253-5111（代表）